

(社会福祉法人飯山市社会福祉協議会)

ストレッチャー車及び車いす移送用車両貸出事業に関する規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、ストレッチャー車及び車いすのまま搭乗できる車両を社会福祉協議会(以下社協という)が市からの貸与、又は、所有し、それを貸し出すことにより寝たきりの人、あるいは車いす使用者等歩行困難な人たちの日常生活における便宜を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は原則として飯山市在住の人で、身体の障害、老齢、けが等により寝たきりの人、あるいは歩行困難な人及び社協が利用を適当と認めた人

(利用者)

第3条 利用者とは前条にいう搭乗者及び運転者ならびに同乗者をいう。

(利用の内容)

第4条 車両の利用目的は病院の通院、友愛訪問、行楽等その内容を問わない。

(利用の期間)

第5条 利用の期間は原則として1日単位午前8時30分～午後5時15分までとする。

(利用の申し込み)

第6条 利用申し込みは利用予定日の2ヶ月前からとし、別掲様式により利用者が社協事務局へ申し込むものとする。なお利用の取消しまたは変更の場合は速やかに社協事務局へ連絡すること。

(利用料金)

第7条 利用料金は無料とする。ただし、車両返却の際は、使用した燃料を補充するか、それに相当する料金を支払うものとする。(別表)

(運転)

第8条 運転者は対象者の介護者または介護者が依頼した人とする。

運転者は運転後に運転記録簿に所要事項を記載し、車両の清掃を行い、社協事務局職員の立ち会いのもとに車両を返すものとする。(休業日の場合は翌日とする)

(事故・破損・賠償)

第9条 運行中事故が発生した場合は直ちに社協事務局へ連絡するものとする。事故に伴う賠償は、自動車保険で賄うことのできる範囲までは社協等が拠出し、それを超える部分については利用者の負担とする。また、事故の加害者となった場合は被害者に対して誠意をもって対応し、社協に対し一切の迷惑をかけないこと。

第10条 その他この規程に定めのない事項については、社協会長の定めるところによる。

この規程は、平成10年7月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

第7条関係 (別表)

運行距離	燃料代		運行距離	燃料代	
	上段 (軽自動車)			上段 (軽自動車)	
	下段 (普通車)			下段 (普通車)	
10 Km未満	200 円	100～200 Km未満	2,000 円	3,000 円	
	300 円		3,000 円		
10～30 Km未満	300 円	200～300 Km未満	3,000 円	4,500 円	
	450 円		4,500 円		
30～50 Km未満	500 円	300～500 Km未満	4,000 円	6,000 円	
	750 円		6,000 円		
50～100 Km未満	1,000 円	500 Km以上	5,000 円	7,500 円	
	1,500 円		7,500 円		

飯山市社会福祉協議会

電話 0269-62-2840

- 使用上の注意点について
- ・リフト乗降の際には車椅子のブレーキをかけてから使用してください
  - ・麻痺している手や足が巻き込まれないようご注意ください
  - ・車椅子がきちんと固定されたかご確認ください
  - ・シートベルトの装着を確認してください
  - ・使用前にご不明な点がある場合には社協事務局へご確認ください